## 進出形態の種類

海外進出 進出形態 基本情報

- 主な海外進出の形態には、現地法人、支店、駐在員事務所があります。
- 駐在員事務所は、情報収集など非営利活動に活動が限定され、商品の販売など営業活動ができません。

<各進出形態の主な内容>

進出形態	主な内容	
現地法人	✓ 進出先の国内法人。進出国や業種によって外資比率が 制限される可能性	
支店	✓ 国内本社の一部門として営業活動などを担う。進出国に よって設置が認められない可能性	
駐在員事務所	✓ 海外現地や周辺国の情報収集や販売後のメンテナンス といった非営利活動に限定	

• 現地法人は、資本の面では日本側100%株主の独自資本による設立と、日本側株主と 現地パートナー株主の合弁による設立に分類されます。

<資本による設立の分類>

独自資本	合弁
✓ 経営の自由度は高い一方で、言語や 習慣の異なる外国で現地パートナー の協力が十分得られない可能性	✓ 現地パートナーのノウハウを期待できる一方で、経営の自由度の制限やパートナーとの関係がネック

海外進出 進出形態

基本情報

• 自国産業の保護・育成を目的として、外国資本による出資を規制している国や地域があります。

<信用金庫取引先が多く進出している国の外資規制>

対象国	外資規制の一例
中国	<ul><li>✓ 外商投資方向の指導規定(外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)により、制限、禁止業種を指定) ⇒制限業種でも条件に合致すれば外資100%も可能</li></ul>
タイ	<ul> <li>✓ 外国人事業法(3種類43業種に対して、外資50%以上の 外国企業の参入を規制)</li> <li>⇒競争力が不十分な業種として、卸売業も規制対象</li> <li>✓ なお、投資委員会(BOI)の投資奨励制度にもとづく許可 や工業団地公社(IEAT)が管轄する工業団地への入居 で一部規制の対象外となる恩典あり</li> </ul>
ベトナム	<ul><li>✓ 投資法(投資禁止および経営禁止分野と条件付経営 投資分野を記載)</li><li>✓ 条件付経営投資分野は外資100%の設立は不可</li></ul>

• 進出の目的や国・地域の規制等に応じて、進出形態を慎重に選択することが必要となります。最新の規制等については、ご相談ください。